

町の掲示板

2月の納税
 固定資産税・4期分
 国民健康保険税・9期分
 後期高齢者医療保険料・8期分

町の人口

人口 2万6243人(+25)
 男性:1万2772人(+19) 女性:1万3452人(+6)
世帯数 9919戸(+6)
 平成22年12月31日現在 () = 前月比

住民課

☎ 932-1467 (ダイヤルイン) 932-1151 (内線112)

印鑑登録のご案内

○ **本人が来庁する場合に必要なもの**

登録する印鑑と運転免許証やパスポートなど(写真付の公的身分証明書) または、保証書(町内で印鑑登録をしている人自筆の保証書)

○ **代理人が来庁する場合に必要なもの**

(即日登録はできません)
 登録する印鑑
 申請後、本人の登録意思確認のため自宅に照会書を郵送します。到着後、本人が記入押印した回答書、登録する印鑑、本人と代理人の確認のための書類(健康保険証など)を持参ください。
 ※本人来庁時でも、運転免許証やパスポート、保証書がない時は、即日登録できず代理人が来庁する場合と同じ取り扱いとなります。

上下水道課

☎ 932-1445 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線235)

水道管・給湯管の凍結や破裂を防ぎましょう

- むき出し、屋外にある水道管は、布や毛布、市販されている保温材などをまいて凍結防止の対策をしてください。
- 地下式メーター器の破裂防止には、古い毛布や布切れ、または、発泡スチロールをくいだいたものをビニール袋に入れて、ボックス内につめ保温してください。
- 水道管が凍結して水が出ない時は、タオルをかけてその上からゆっくりと、ぬるま湯をかけて溶かしてください。熱湯を急にかけてと破裂することがあります。

水道管やメーター器が破裂したときは

- メーター器から蛇口までが破裂した時は、メーター器横の止水栓を回して水を止め、最寄りの指定水道工事店へ。
- メーター器が破裂した時は、役場上下水道課へ。

社会教育課

☎ 934-0030

アクション福岡が 須恵町民料金で利用できます!

料金は下記の通りです。

	トレーニング室	プール(夏季)	プール(冬季)
大人	200円	200円	200円
中高生	70円	100円	100円
小学生以下	利用できません	50円	50円

※使用時には須恵町民と証明できるものが必要です。詳しくは、社会教育課までお問い合わせください。

住民課

☎ 932-1467 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線117)

後期高齢者の健康診査について

後期高齢者医療制度の被保険者を対象に健康診査を実施しています。該当する人には平成23年3月末まで受診できる受診票をお送りしています。

平成22年4月以降から現在に至るまで、受診されていない人は、保険証と広域連合が郵送した受診票を持って指定医療機関などで受診しましょう。指定医療機関は、同封した一覧表に記載しています。受診票をなくした方には再発行しますのでお問合せください。

- **自己負担額** 500円
- **問合せ先** 福岡県後期高齢者医療広域連合 お問合せセンター ☎ 651-3111

社会教育課

☎ 934-0030

アザレアホール須恵・カルチャーセンター 定期利用者会議のお知らせ

- **対象者** 平成23年度に、アザレアホール須恵またはカルチャーセンターの定期的な利用を希望する団体
- **日時** 2月15日(火) 19:30~
- **場所** アザレアホール須恵

社会体育施設定期利用者会議のお知らせ

- **対象者** 平成23年度に、社会体育施設の定期的な利用を希望する団体
- **日時** 2月22日(火) 19:30~
- **場所** アザレアホール須恵

住民課

☎ 932-1467 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線117)

ねんきん定期便相談窓口 開設のお知らせ

日本年金機構九州ブロック本部では、社会保険労務士による「ねんきん定期便」などのご相談を下記の日程で行いますので、最寄りの開催地にお越しください。

○「ねんきん定期便」などの見方の説明や、記録照会票への記入方法の説明をします。

○必要に応じて年金事務所と連絡をとり、相談者の年金記録の確認を行います。

開催日	開催場所	時間	
2月	9日(水)	J A 粕屋山田支所	9時~16時
	23日(水)	J A 粕屋勢門支所	
3月	9日(水)	J A 粕屋篠栗支所	(12時~13時を除く)
	23日(水)	J A 粕屋須恵支所	

※ご本人がお越しになる場合は、「ねんきん定期便」・「ねんきん特別便」・「厚生年金加入記録のお知らせ」・年金証書・年金手帳(お持ちの場合)をお持ちください。

また、代理人がお越しになる場合は、上記のほか、委任状・代理人の身分証明書(運転免許証など)が必要です。

まちづくり課

☎ 932-1153 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線342)

コミュニティバス運賃表

中学生以上~65歳未満	1人1乗車につき100円
乳幼児・小学生	無料
高齢者	65歳以上で健康福祉課交付の介護保険被保険者証保持者および同乗する介護者1人までは無料
障がい者	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人および同乗する介護者1人までは無料
回数券	1,000円(100円券12枚綴り)
定期券	2,000円(1か月)

※高齢者の方は介護保険被保険者証、障がい者の方は証明する手帳などの提示をお願いします。
 ※乗継券の利用 他の路線への乗り換えは、福祉センターでのみすることができます。この場合、当日1回限り利用可能な乗継券をバス車内で発券しますので、乗務員に申し出てください。